

新潟県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第10号

新潟県水産業協同組合法施行細則（平成11年新潟県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定款変更の認可申請等)</p> <p>第7条 法第48条第2項（<u>法第92条第3項及び第96条第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可を受けようとする組合は、別記第8号様式による申請書に<u>関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 法第48条第4項（<u>法第92条第3項及び第96条第3項</u>において準用する場合を含む。）<u>又は第84条の7第2項</u>の規定による定款の変更の届出は、別記第8号様式の2により、<u>関係書類を添えて行うものとする。</u></p> <p>(設立の認可申請等)</p> <p>第9条 法第63条第1項（<u>法第92条第4項及び第96条第4項</u>において準用する場合を含む。）の設立の認可を申請しようとする者は、別記第10号様式による申請書に<u>関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>法第85条の2第4項の規定による設立の届出は、別記第10号様式の2により、関係書類を添えて行うものとする。</u></p> <p>(解散決議の認可申請等)</p> <p>第10条 法第68条第2項（<u>法第96条第5項</u>において準用する場合を含む。）<u>又は第91条第2項</u>の規定による解散の決議の認可を受けようとする組合は、別記第11号様式による申請書に<u>関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>法第68条第4項若しくは第6項（これらの規定を法第96条第5項において準用する場合を含む。）、第85条の4第2項又は第91条第4項若しくは第6項の規定による解散の届出は、別記第12号様式により、関係書類を添えて行うものとする。</u></p>	<p>(定款変更の認可申請等)</p> <p>第7条 法第48条第2項（<u>法第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可を受けようとする組合は、別記第8号様式による申請書に<u>関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 法第48条第4項（<u>法第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の届出は、別記第8号様式の2により、<u>関係書類を添えて行うものとする。</u></p> <p>(設立の認可申請)</p> <p>第9条 法第63条第1項（<u>法第86条第3項、第92条第4項及び第96条第4項</u>において準用する場合を含む。）の設立の認可を申請しようとする者は、別記第10号様式による申請書に<u>関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(解散決議の認可申請)</p> <p>第10条 法第68条第2項（<u>法第86条第4項及び第96条第5項</u>において準用する場合を含む。）<u>又は第91条第2項</u>の規定による解散の決議の認可を受けようとする組合は、別記第11号様式による申請書に<u>関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p>

第11条 削除

(合併の認可申請等)

第12条 法第69条第2項(法第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による合併の認可を受けようとする組合は、別記第13号様式による申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第70条第1項(法第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)の設立委員が法第69条第2項の規定による合併の認可を受けようとするときは、別記第14号様式による申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 法第85条の5第3項の規定による合併の届出は、別記第14号様式の2により、関係書類を添えて行うものとする。

(組織変更の届出)

第12条の2 法第86条の10の規定による組織変更の届出は、別記第14号様式の3により、関係書類を添えて行うものとする。

(決議等の取消しの請求)

第14条 法第125条第1項(法第51条の2第7項、第52条第6項及び第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定による総会、総会の部会、総代会若しくは創立総会の決議又は選挙若しくは当選の取消しの請求をしようとする組合員又は会員は、別記第16号様式による請求書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(団体協約の締結の報告)

第15条 組合は、法第11条第1項第15号の団体協約を締結したときは、遅滞なく、締結した事項について、別記第17号様式により、関係書類を添えて知事に報告しなければならない。

(解散の届出)

第11条 組合は、法第68条第1項第3号若しくは第4号(これらの規定を法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第1項第3号若しくは第4号の規定により解散したときは、別記第12号様式により、関係書類を添えて知事に届け出なければならない。

2 法第68条第5項(法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第5項の規定による解散の届出は、別記第12号様式により、関係書類を添えて行うものとする。

(合併の認可申請)

第12条 法第69条第2項(法第86条第4項、第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による合併の認可を受けようとする組合は、別記第13号様式による申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第70条第1項(法第86条第4項、第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)の設立委員が法第69条第2項の規定による合併の認可を受けようとするときは、別記第14号様式による申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(議決等の取消しの請求)

第14条 法第125条第1項(法第51条の2第7項、第52条第6項及び第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定による総会、総会の部会、総代会若しくは創立総会の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求をしようとする組合員又は会員は、別記第16号様式による請求書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(団体協約等の締結の報告)

第15条 組合は、法第11条第1項第14号の団体協約又は法第24条第1項の規定による専用契約を締結したときは、遅滞なく、締結した事項について、別記第17号様式により、関係書類を添えて知事に報告しなければならない。

(理事会の承認の報告)

第17条 組合は、法第39条の2第2項(法第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定により理事会で承認したときは、遅滞なく、その承認した事項について、別記第19号様式により、関係書類を添えて知事に報告しなければならない。

(請求の届出)

第19条 組合は、次に掲げる請求があったときは、直ちに、別記第21号様式により、関係書類を添えて知事に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第47条の2第2項(法第51条の2第7項、第52条第6項(法第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。))、第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定による総会、総会の部会又は総代会の招集の請求

(総会の招集等の報告)

第20条 組合は、総会、総会の部会又は総代会が終了したときは、遅滞なく、決議し、又は報告した事項について、別記第22号様式により、関係書類を添えて知事に報告しなければならない。

(登記の届出)

第21条 組合は、次に掲げる登記をしたときは、遅滞なく、別記第23号様式により、関係書類を添えて知事に届け出なければならない。

(1) 組合等登記令(昭和39年政令第29号。以下この条において「政令」という。)第2条第1項の規定による設立の登記

(2) 政令第3条の規定による変更の登記

(3) 政令第5条の規定による職務執行停止若しくは職務代行者の選任の仮処分命令又は当該仮処分命令の変更若しくは取消しの登記

(4) 政令第7条の規定による解散の登記

(5) 政令第8条の規定による合併又は承継に係る変更、解散又は設立の登記

(6) 政令第10条の規定による清算終了の登記

第22条 (略)

別記

第1号様式(第3条関係)

(理事と組合との契約の報告)

第17条 組合は、法第39条の2第2項(法第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定により理事と契約したときは、遅滞なく、契約した事項について、別記第19号様式により、関係書類を添えて知事に報告しなければならない。

(請求の届出)

第19条 組合は、次に掲げる請求があったときは、直ちに、別記第21号様式により、関係書類を添えて知事に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第47条の3第2項(法第51条の2第7項、第52条第6項(法第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。))、第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定による総会、総会の部会又は総代会の招集の請求

(総会の招集等の報告)

第20条 組合は、総会、総会の部会又は総代会が終了したときは、遅滞なく、議決し、又は報告した事項について、別記第22号様式により、関係書類を添えて知事に報告しなければならない。

(登記の届出)

第21条 組合は、次に掲げる登記をしたときは、遅滞なく、別記第23号様式により、関係書類を添えて知事に届け出なければならない。

(1) 法第101条第1項の規定による設立の登記

(2) 法第102条の規定による変更の登記

(3) 法第104条の規定による職務執行停止若しくは職務代行者の選任の仮処分命令又は当該仮処分命令の変更若しくは取消しの登記

(4) 法第106条の規定による解散の登記

(5) 法第107条の規定による合併又は承継に係る変更、解散又は設立の登記

(6) 法第109条の規定による清算終了の登記

(残高試算表の提出)

第22条 組合は、毎月末日現在の残高試算表を作成し、翌月10日までに知事に提出しなければならない。

第23条 (略)

別記

第1号様式(第3条関係)

資源管理規程認可申請書

(略)

添付書類

- 1 (略)
- 2 資源管理規程の設定を決議した総会又は総代会の議事録の謄本
- 3 水産業協同組合法第11条の3第3項(同法第92条第1項において準用する場合を含む。)の同意を得たことを証する書面
- 4 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第13条第1項に規定する資源管理協定又は漁業法(昭和24年法律第267号)第105条に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則が存する場合にあっては、資源管理規程が当該資源管理協定又は漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則に従った内容のものであることを証する書面

第2号様式(第3条関係)

資源管理規程変更認可申請書

(略)

添付書類

- 1～3 (略)
- 4 資源管理規程の変更を決議した総会又は総代会の議事録の謄本
- 5 水産業協同組合法第11条の3第3項(同法第92条第1項において準用する場合を含む。)の同意を得たことを証する書面
- 6 海洋水産資源開発促進法第13条第1項に規定する資源管理協定又は漁業法第105条に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則が存する場合にあっては、資源管理規程が当該資源管理協定又は漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則に従った内容のものであることを証する書面
- 7 (略)

第3号様式(第3条関係)

資源管理規程廃止届

(略)

添付書類

- 1 (略)
- 2 資源管理規程の廃止を決議した総会又は総代会の議事録の謄本
- 3 (略)

第4号様式(第4条関係)

共済規程認可申請書

(略)

添付書類

- 1・2 (略)

資源管理規程認可申請書

(略)

添付書類

- 1 (略)
- 2 資源管理規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 3 水産業協同組合法第11条の2第3項(同法第92条第1項において準用する場合を含む。)の同意を得たことを証する書面
- 4 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第13条第1項に規定する資源管理協定又は漁業法(昭和24年法律第267号)第8条第1項に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則が存する場合にあっては、資源管理規程が当該資源管理協定又は漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則に従った内容のものであることを証する書面

第2号様式(第3条関係)

資源管理規程変更認可申請書

(略)

添付書類

- 1～3 (略)
- 4 資源管理規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 5 水産業協同組合法第11条の2第3項(同法第92条第1項において準用する場合を含む。)の同意を得たことを証する書面
- 6 海洋水産資源開発促進法第13条第1項に規定する資源管理協定又は漁業法第8条第1項に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則が存する場合にあっては、資源管理規程が当該資源管理協定又は漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則に従った内容のものであることを証する書面
- 7 (略)

第3号様式(第3条関係)

資源管理規程廃止届

(略)

添付書類

- 1 (略)
- 2 資源管理規程の廃止を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 3 (略)

第4号様式(第4条関係)

共済規程認可申請書

(略)

添付書類

- 1・2 (略)

- 3 共済規程の設定を決議した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
4・5 (略)

第5号様式 (第4条関係)

変更

共済規程廃止認可申請書

(略)

添付書類

(変更の場合)

- 1・2 (略)

3 共済規程の変更を決議した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本(水産業協同組合法第48条第5項(同法第96条第3項において準用する場合を含む。))の規定により、定款で総会の決議を経ることを要しないものとされた共済規程の変更の場合は、理事会の議事録の謄本又は抄本)

- 4 (略)

(廃止の場合)

- 1 (略)

2 共済規程の廃止を決議した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

- 3 (略)

第5号様式の2 (第4条関係)

共済規程変更届

(略)

添付書類

- 1・2 (略)

3 共済規程の変更を決議した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本(水産業協同組合法第48条第5項(同法第96条第3項において準用する場合を含む。))の規定により、定款で総会の決議を経ることを要しないものとされた共済規程の変更の場合は、理事会の議事録の謄本又は抄本)

第7号様式 (第6条関係)

一時理事の職務を行うべき者選任

監事の職務を行うべき者選任請求書

総会(総代会)招集

(略)

水産業協同組合法第43条第1項(同法第52条第6項(同法第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。))、第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、組合の役員

の職務を行う者がいないため、下記のとおり、関係書類を添えて監事の選任を請求します。

- 3 共済規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
4・5 (略)

第5号様式 (第4条関係)

変更

共済規程廃止認可申請書

(略)

添付書類

(変更の場合)

- 1・2 (略)

3 共済規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本(水産業協同組合法第48条第5項(同法第96条第3項において準用する場合を含む。))の規定により、定款で総会の議決を経ることを要しないものとされた共済規程の変更の場合は、理事会の議事録の謄本又は抄本)

- 4 (略)

(廃止の場合)

- 1 (略)

2 共済規程の廃止を議決した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

- 3 (略)

第5号様式の2 (第4条関係)

共済規程変更届

(略)

添付書類

- 1・2 (略)

3 共済規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本(水産業協同組合法第48条第5項(同法第96条第3項において準用する場合を含む。))の規定により、定款で総会の議決を経ることを要しないものとされた共済規程の変更の場合は、理事会の議事録の謄本又は抄本)

第7号様式 (第6条関係)

一時理事の職務を行うべき者選任

監事の職務を行うべき者選任請求書

総会(総代会)招集

(略)

水産業協同組合法第43条第1項の規定により、組合の役員

の職務を行う者がいないため、下記のとおり、関係書類を添えて監事の選任を請求します。

時理事の職務を行うべき者の選任
事の職務を行うべき者の選任を請求します。
会（総代会）の招集
(略)

第7号様式の2（第6条関係）

一時代代表理事の職務を行うべき者選任請求書
(略)

水産業協同組合法第43条第3項（同法第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、組合の代表理事の職務を行う者がいないため、下記のとおり、関係書類を添えて一時代代表理事の職務を行うべき者の選任を請求します。
(略)

第8号様式（第7条関係）

定款変更認可申請書

(略)

添付書類

1～4 (略)

5 出資1口の金額の減少に係る変更の場合にあっては、財産目録及び貸借対照表並びに水産業協同組合法第53条及び第54条（これらの規定を同法第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。）に規定する手続を完了したことを証する書面

第8号様式の2（第7条関係）

定款変更届

(略)

定款を変更したので、水産業協同組合法第48条第4項（同法第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。）又は第84条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

1～3 (略)

4 漁業生産組合における出資1口の金額の減少に係る変更の場合にあっては、財産目録及び貸借対照表並びに水産業協同組合法第86条第2項において準用する同法第53条及び第54条に規定する手続を完了したことを証する書面

第9号様式（第8条関係）

共済事業譲渡

共済契約移転届

(略)

共済事業 譲渡した

下記のとおり共済契約の全部を移転したので、水産業協同組合法第54条の4第4項（同法第96条

(略)

第7号様式の2（第6条関係）

一時代代表理事の職務を行うべき者選任請求書
(略)

水産業協同組合法第43条第3項の規定により、組合の代表理事の職務を行う者がいないため、下記のとおり、関係書類を添えて一時代代表理事の職務を行うべき者の選任を請求します。

(略)

第8号様式（第7条関係）

定款変更認可申請書

(略)

添付書類

1～4 (略)

5 出資1口の金額の減少に係る変更の場合にあっては、財産目録及び貸借対照表並びに水産業協同組合法第53条及び第54条（これらの規定を同法第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。）に規定する手続を完了したことを証する書面

第8号様式の2（第7条関係）

定款変更届

(略)

定款を変更したので、水産業協同組合法第48条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

1～3 (略)

第9号様式（第8条関係）

共済事業譲渡

共済契約移転届

(略)

共済事業 譲渡した

下記のとおり共済契約の全部を移転したので、水産業協同組合法第54条の4第4項において準用

第3項において準用する場合を含む。)において準用する同法第54条の2第7項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

添付書類

- 1 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転を決議した総会の議事録の謄本又は抄本
- 2～4 (略)

第10号様式 (第9条関係)

設立認可申請書

(略)

下記の組合の設立の認可を受けたいので、水産業協同組合法第63条第1項(同法第92条第4項及び第96条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類を添えて申請します。

(略)

添付書類

- 1～7 (略)

第10号様式の2 (第9条関係)

設立届

年 月 日

新潟県知事 様
組合の住所
組合の名称
代表者の氏名

組合を設立したので、水産業協同組合法第85条の2第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 定款(附属書を含む。)
- 2 事業計画書
- 3 役員の住所、氏名及び資格事項を記載した書面

第12号様式 (第10条関係)

解散届

(略)

第68条

第68条

組合が解散したので、水産業協同組合法第85条
第91条
第91条

第4項(同法第96条第5項において準用する場合)
第6項(同法第96条第5項において準用する場合)
の 4

する同法第54条の2第7項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

添付書類

- 1 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転を決議した総会の議事録の謄本又は抄本
- 2～4 (略)

第10号様式 (第9条関係)

設立認可申請書

(略)

下記の組合の設立の認可を受けたいので、水産業協同組合法第63条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(略)

添付書類

- 1～7 (略)

8 漁業生産組合の設立にあつては、水産業協同組合法第80条、第81条及び第82条第2項の条件を具備していることを証する書面

第12号様式 (第11条関係)

解散届

(略)

新潟県水産業協同組合法

組合が解散したので、水産業協同組合法
水産業協同組合法

施行細則第11条第1項

第68条第5項の規定により、関係書類を

第 4
第 6

を含む。)

を含む。)

第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出

項

項

ます。

添付書類

(水産業協同組合法第68条第1項第1号(同法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。))又は第91条第1項第1号に該当する場合)

- 1 解散の理由を記載した書面
- 2 解散時における財産目録及び貸借対照表
(非出資組合で水産業協同組合法第11条第1項第5号から第7号までの事業を行わないものにあつては、財産目録)
- 3 総会の議事録の謄本
- 4 清算人の住所及び氏名を記載した書面

(略)

(水産業協同組合法第68条第6項(同法第96条第5項において準用する場合を含む。))、第85条の4第1項又は第91条第6項に該当する場合)

(略)

第13号様式 (第12条関係)

合併認可申請書

(略)

添付書類

- 1 合併に係る各組合の総会の議事録の謄本
(水産業協同組合法第69条の2第1項の規定により、理事会で決議した場合にあつては理事会の議事録の謄本、経営管理委員会で決議した場合にあつては経営管理委員会の議事録の謄本)
- 2～7 (略)
- 8 水産業協同組合法第69条第4項(同法第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。))において準用する同法第53条並びに第54条第1項及び第2項の規定による手続を完了したことを証する書面(出資組合が合併する場合に限る。)
- 9・10 (略)

第14号様式 (第12条関係)

合併認可申請書

(略)

添付書類

- 1～7 (略)
- 8 水産業協同組合法第69条第4項(同法第92

第 91 条 第 5 項

添えて届け出ます。

添付書類

(略)

(水産業協同組合法第68条第5項(同法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。))又は第91条第5項に該当する場合)

(略)

第13号様式 (第12条関係)

合併認可申請書

(略)

添付書類

- 1 合併に係る各組合の総会の議事録の謄本
(水産業協同組合法第69条の2第1項の規定により、理事会で議決した場合にあつては理事会の議事録の謄本、経営管理委員会で議決した場合にあつては経営管理委員会の議事録の謄本)
- 2～7 (略)
- 8 水産業協同組合法第69条第4項(同法第86条第4項、第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。))において準用する同法第53条並びに第54条第1項及び第2項の規定による手続を完了したことを証する書面(出資組合が合併する場合に限る。)
- 9・10 (略)

第14号様式 (第12条関係)

合併認可申請書

(略)

添付書類

- 1～7 (略)
- 8 水産業協同組合法第69条第4項(同法第86

条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)において準用する同法第53条並びに第54条第1項及び第2項の規定による手続を完了したことを証する書面(出資組合が合併する場合に限る。)

9～12 (略)

第14号様式の2 (第12条関係)

合併届

年 月 日

新潟県知事 様
組合の住所
組合の名称
代表者の氏名

組合が合併したので、水産業協同組合法第85条の5第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 合併の理由を記載した書面
- 2 合併後の組合又は合併により設立された組合の定款(附属書を含む。)
- 3 合併後の組合又は合併により設立された組合の事業計画書
- 4 役員の住所、氏名及び資格事項を記載した書面

第14号様式の3 (第12条の2関係)

組織変更届

年 月 日

新潟県知事 様
組合の住所
組合の名称
代表者の氏名

株式会社へ組織変更したので、水産業協同組合法第86条の10の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 組織変更計画
- 2 組織変更計画を承認した総会の議事録の謄本
- 3 登記事項証明書

第16号様式 (第14条関係)

決議等取消請求書

(略)

水産業協同組合法第125条第1項(同法第51条の2第7項、第52条第6項及び第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、違反の事実があるので、下記のとおり、関係書類を添えて選挙(当選)の取消しを請求します。

条第4項、第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)において準用する同法第53条並びに第54条第1項及び第2項の規定による手続を完了したことを証する書面(出資組合が合併する場合に限る。)

9～12 (略)

第16号様式 (第14条関係)

議決等取消請求書

(略)

水産業協同組合法第125条第1項の規定により、違反の事実があるので、下記のとおり、関係書類を添えて選挙(当選)の取消しを請求します。

議 決

(略)

1・2 (略)

3 決議又は選挙若しくは当選の決定の日

4 (略)

(略)

第17号様式 (第15条関係)

団体協約締結報告書

(略)

団体協約を締結したので、下記のとおり締結した事項について、新潟県水産業協同組合法施行細則第15条の規定により、関係書類を添えて報告します。

(略)

1 団体協約の相手方の住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

2 団体協約の内容

添付書類

- 1 団体協約に係る契約書の写し
- 2 団体協約の締結を決議した理事会の議事録の謄本又は抄本

第18号様式 (第16条関係)

就任
役員等退任届

(略)

添付書類

(新潟県水産業協同組合法施行細則第16条第1項に該当する場合)

- 1 (略)
- 2 役員を選任した場合にあっては、役員を選任を決議した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 3 組合長又は組合長に事故があるときにその職務を代理する役員を選任した場合にあっては、それらの選任を決議した理事会の議事録の謄本又は抄本

(新潟県水産業協同組合法施行細則第16条第2項に該当する場合)

参事又は会計主任の選任を決議した理事会の議事録の謄本又は抄本

(新潟県水産業協同組合法施行細則第16条第3項に該当する場合)

- 1 (略)
- 2 理事が水産業協同組合法第38条第9項の規定により退任する場合にあっては、解任の請求を決議した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 3 役員が水産業協同組合法第42条第7項の規定により退任する場合にあっては、改選又は

(略)

1・2 (略)

3 議決又は選挙若しくは当選の決定の日

4 (略)

(略)

第17号様式 (第15条関係)

団体協約
専用契約締結報告書

(略)

団体協約

専用契約を締結したので、下記のとおり締結した事項について、新潟県水産業協同組合法施行細則第15条の規定により、関係書類を添えて報告します。

(略)

1 団体協約又は専用契約の相手方の住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

2 団体協約又は専用契約の内容

添付書類

- 1 団体協約又は専用契約に係る契約書の写し
- 2 団体協約又は専用契約の締結を議決した理事会の議事録の謄本又は抄本

第18号様式 (第16条関係)

就任
役員等退任届

(略)

添付書類

(新潟県水産業協同組合法施行細則第16条第1項に該当する場合)

- 1 (略)
- 2 役員を選任した場合にあっては、役員を選任を議決した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 3 組合長又は組合長に事故があるときにその職務を代理する役員を選任した場合にあっては、それらの選任を議決した理事会の議事録の謄本又は抄本

(新潟県水産業協同組合法施行細則第16条第2項に該当する場合)

参事又は会計主任の選任を議決した理事会の議事録の謄本又は抄本

(新潟県水産業協同組合法施行細則第16条第3項に該当する場合)

- 1 (略)
- 2 理事が水産業協同組合法第38条第9項の規定により退任する場合にあっては、解任の請求を議決した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 3 役員が水産業協同組合法第42条第7項の規定により退任する場合にあっては、改選又は

解任の請求を決議した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

- 4 参事又は会計主任が解任により退任する場合にあっては、解任を決議した理事会の議事録の謄本又は抄本

第19号様式（第17条関係）

理事会承認報告書

(略)

理事会で承認した事項について、新潟県水産業協同組合法施行細則第17条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

(略)

- 1 理事の住所及び氏名
- 2 取引の内容

添付書類 取引の承認を決議した理事会（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員会）の議事録の謄本又は抄本

第22号様式（第20条関係）

総会（総会の部会・総代会）決議事項等報告書

(略)

総会（総会の部会・総代会）が終了したので、決議し、又は報告した事項について、新潟県水産業協同組合法施行細則第20条の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1～3 (略)
- 4 通常総会（通常総代会）において決議し、又は報告した事項にあっては、水産業協同組合法第40条第2項に規定する書類及び翌事業年度の事業計画書

解任の請求を議決した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

- 4 参事又は会計主任が解任により退任する場合にあっては、解任を議決した理事会の議事録の謄本又は抄本

第19号様式（第17条関係）

契約報告書

(略)

理事と契約を締結したので、下記のとおり契約した事項について、新潟県水産業協同組合法施行細則第17条の規定により、関係書類を添えて報告します。

(略)

- 1 契約の相手方である理事の住所及び氏名
- 2 契約の内容

添付書類

- 1 契約書の写し
- 2 契約の承認を議決した理事会（水産業協同組合法第34条の2第3項の組合にあっては、経営管理委員会）の議事録の謄本又は抄本

第22号様式（第20条関係）

総会（総会の部会・総代会）議決事項等報告書

(略)

総会（総会の部会・総代会）が終了したので、議決し、又は報告した事項について、新潟県水産業協同組合法施行細則第20条の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1～3 (略)
- 4 通常総会（通常総代会）において議決し、又は報告した事項にあっては、水産業協同組合法第40条第2項に規定する書類及び翌事業年度の事業計画書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。